

(別紙)

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」

について（平成23年8月30日公布・施行）

1. 特別遺族給付金関係

(1) 請求期限の延長

平成34年3月27日まで延長。

（改正前請求期限：平成24年3月27日）

(2) 支給対象の拡大

平成28年3月26日までに死亡した労働者の遺族へと拡大（※）。

（改正前：平成18年3月26日）

※労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限る。

2. 救済給付関係

◎特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限の延長

①中皮腫・石綿による肺がんにより死亡した場合

死亡日	改正後請求期限
平成18年 3月26日まで	平成34年3月27日 (改正前請求期限/平成24年3月27日)
平成18年 3月27日から 平成20年11月30日まで	平成35年12月1日 (改正前請求期限/平成25年12月1日)
平成20年12月 1日以降	死亡後15年以内 (改正前請求期限/死亡後5年以内)

②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚により死亡した場合

死亡日	改正後請求期限
平成22年 6月30日まで	平成38年7月1日 (改正前請求期限/平成28年7月1日)
平成22年 7月 1日以降	死亡後15年以内 (改正前請求期限/死亡後5年以内)

<各給付に関するお問い合わせ先>

1. 特別遺族給付金について：お近くの労働基準監督署又は都道府県労働局
2. 救済給付について：(独)環境再生保全機構（フリーダイヤル：0120-389-931）